

# 福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 (概要)

公表日：令和3年4月12日

評価 機 関	名 称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所 在 地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和2年7月14日
	訪 問 調 査 日	令和3年2月15日
	評価結果の確定日	令和3年4月8日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

## I 事業者情報

### (1) 事業者概況

事業所名称	光の園摂理の家	種 別	児童養護施設		
事業所代表者名	園長 向井 雅治	開設年月日	昭和23年4月1日		
設置主体	社会福祉法人 光の園	定 員	42 人	利用者数	34 人
所 在 地	〒738-0042 広島県廿日市市地蔵前1895				
電話番号	0829-39-1405	FAX番号	0829-39-1467		
ホームページアドレス	<a href="http://hikarinosono.jp/">http://hikarinosono.jp/</a>				

### (2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	事業所の主な行事など
○第一種社会福祉事業	毎月：避難訓練, 身体測定, 誕生日夕食
・児童養護施設 ・軽費老人ホームケアハウス	クリスマス会, 臨海, キャンプ, 招待行事(サッカー, 野球), 卒業祝い
○第二種社会福祉事業	
・老人デイサービス事業 ・老人居宅介護等事業	
○第二種障がい福祉事業	
・障がい福祉サービス事業 ・地域活動支援センター	
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○居室総数 33室	○食堂 1か所 ○トイレ 8か所
居室内訳(1人部屋) 15 室	○キッチン 3か所 ○洗面所 11か所
(2人部屋) 5 室	○浴室 4か所 ○相談室 2か所
(3人部屋) 2 室	○学習室 12か所 ○会議室 1か所
	○地域交流室 1か所 ○事務室 1か所
	○心理療法室 1か所 ○宿直室 2か所

### 職員の配置

職 種	人 数 (うち常勤の人数)	職 種	人 数 (うち常勤の人数)
施設長	1人( 1人)	直接処遇職員	2人( 2人)
保育士	6人( 6人)	栄養士	1人( 1人)
児童指導員	2人( 1人)	調理員等	10人( 3人)
心理療法担当職員	4人( 0人)	看護師	1人( 1人)
家庭支援専門相談員	1人( 1人)	嘱託医	1人( 0人)
個別対応職員	1人( 1人)	事務員	1人( 1人)

## II. 第三者評価結果

### ◎評価機関の総合意見

光の園摂理の家は、昭和22年神父の要請を受けて、シスターが原爆孤児の保護養育を開始し、昭和23年に児童福祉法による養護施設として認可された施設です。昭和31年に現在地に移転し、平成4年には高齢者入所施設や通所事業を併設され、その後障害福祉サービス事業や地域活動支援センターなどの事業も開始されています。

第三者評価は今回で3回目の受審となりますが、前回(平成29年度)の第三者評価で指摘された改善点の引継ぎが不十分で、項目内容の改善が見られませんでした。受審後の「事業者のコメント」では、「養育の質の向上と児童の権利を擁護するためにも、積極的に自己評価を実施する。また、児童養護施設における人権擁護のためのチェックを実施し、全職員一体となって取り組む。」と掲げられていましたので、今後は、園長交代や人事異動が行われる中、現在の課題を把握したうえで日々の支援を振り返り、職員全体にも共有しながら組織的な取り組みに繋がるよう期待します。

### ◎特に評価の高い点

- (1)建物の老朽化も見られますが、子どもたちが過ごしやすい環境となるように、日頃から整理整頓を徹底され、快適性や利便性に配慮されていました。(管理運営編\_1(4)No.14設備環境, No.15環境衛生)
- (2)食堂は全員が集まり楽しく食事ができる場になっており、鍋料理など季節毎の行事を取り入れられています。食事や栄養に関する知識が身につくよう、毎月、栄養士による手書きの「食育だより」の発行や、入所してすぐに職員と一緒に自分専用の食器を買いに行くなど、食育に力を入れておられます。(サービス編\_2(2)No.8食事)
- (3)新型コロナウイルス感染症対策として、現在は使われていない職員寮スペースを3つのゾーンに分けた隔離部屋として整備されていました。また、食堂のテーブルは一人ずつ仕切り、感染予防と子どもたちの安全確保に十分取り組んでおられました。(サービス編\_3(3)No.28食中毒・感染症対策)

### ◎特に改善を求められる点

- (1)事業計画は策定されていましたが、中・長期的なビジョンは明文化されていませんでした。今後は、事業計画の検討事項に記載されている項目など、園としての構想を具体的に示され、職員間で共有できる仕組みづくりに期待します。(管理運営編\_1(2)No.3中長期的なビジョンと計画の明確化)
- (2)人材確保について、具体的にプランを立てて実行されていませんでした。園の小舎制に向けて、人員配置の増員を計画的に進めていく必要があると思います。今後は、必要な人材確保や職員体制に関する基本的な考え方や方針を明確にし、プランに基づいて計画的に職員配置されることを望みます。(管理運営編\_1(2)No.9人事管理の体制整備)
- (3)不審者対応マニュアルの整備について、前回の第三者評価で課題としても挙がっていましたが、職員の入れ替わりに伴い、取り組みが継続されていませんでした。早急に不審者対応マニュアルを整備するとともに職員間で周知を図り、危険予知訓練等を実施して子どもの安全確保に取り組まれることを期待します。(サービス編\_1(2)No.4不審者対策)
- (4)基幹的職員の配置はありますが、他の職員と同様の業務も担っており、職員に対するスーパービジョンが十分に行える体制とは思えませんでした。今後は、基幹的職員がスーパーバイザーとして機能できるように、組織全体で役割を明確にし、施設および職員の実践状況に合わせて、計画的にスーパービジョンが行えるように体制の構築を提案します。(サービス編\_5(1)No.34スーパービジョン体制)

## III. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価結果を真摯に受け止め、評価の高いところを更に伸ばし、評価の低いところは改善いたします。

子どもたちの最善の利益を保証する施設、組織であるよう努めます。

## IV. 項目別の評価内容

## 1 管理運営編：児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設

1 福祉サービスの基本方針と組織	(1)理念・基本方針 自己評価：NO.1-2	法人としての理念・基本方針が確立、明文化されています。毎日の朝礼では理念・基本方針を唱和するなど、職員全体の意識統一に取り組まれています。法人としての方針をホームページなどにも明示されています。
	(2)計画の策定 自己評価：NO.3-4	事業計画の策定には、前年度の振り返りの内容をもとに、基本理念や方針を踏まえ、各項目ごとに具体策や実施方法を細かく明示されています。策定した計画は、全職員に口頭で説明されています。 ◎事業計画は策定されていましたが、中・長期的なビジョンは明文化されていませんでした。今後は、事業計画の検討事項に記載されている項目など、園としての構想を具体的に示され、職員間で共有できる仕組みづくりに期待します。
	(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：NO.5-6	管理規定に園長の役割と責任について定め、職員に周知されています。管理能力発揮のために必要な研修や会議に積極的に参加し、視野を広げる努力をされています。毎月の職員会議で職員の意見を把握し、経営や業務の改善につなげられています。
2 組織の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：NO.7-8	園長は県児童養護施設協議会の会議や研修会等に積極的に参加し、社会福祉事業全体の動向について把握し、その情報やデータを事業計画や課題への対応策に反映されています。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：NO.9-12	職員の就業状況を定期的にチェックし、有給休暇の取得率や時間外労働の状況等を把握されています。有給休暇の取得やシフト調整など、職員の希望等に配慮しながら実行されています。 実習生の受入れに積極的で、指導マニュアルの整備を行い、施設の特性に応じた指導体制が確立されています。保育士や社会福祉士など、それぞれの資格に配慮した人材養成に取り組まれています。 ◎人材確保について、基本的な考え方や方針は明確にされていませんでした。今後は、園の小舎制に向けて、組織として具体的なプランを示しながら、人員確保を計画的に進められることを望みます。
	(3)安全管理 自己評価：NO.13	新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、万が一感染者が発生した場合を想定して、感染拡大を最小限にとどめるため、現在利用されていないフロアや居室を飛沫飛散防止のビニールカーテン設置等により隔離エリアとして整備されています。また、新型コロナウイルス感染症に特化した事業継続計画(BCP)を策定し、継続対応が必要な支援や業務をあらかじめ選定し、優先業務を中断させない体制を整えられています。
	(4)設備環境 自己評価：NO.14-15	建物の老朽化も見られますが、子どもたちが過ごしやすい環境となるように、日頃から整理整頓を徹底され、快適性や利便性に配慮されています。トイレ、洗面所等は、性別や年齢に応じた使いやすい造りになっています。また、職員と子どもと一緒に毎日の清掃を行い、居室や共有空間の清潔が保たれています。子どもたちが安心して生活できるよう、改築・修繕を行いながら対応されています。

2 組織の 運営管理	(5)地域との連携 自己評価：NO.16	地域の行事や活動には積極的に参加し、地域との交流の機会を持たれています。子どもたちの学習・英会話、琴の講師などのボランティアを導入されています。また、ボランティアとの関わりを大切にされており、情報・意見交換を毎回行われています。
	(6)事業の経営・運営 自己評価：NO.17-18	種別協議会会議への参加や行政窓口との連携を通して、意見を提示されています。また、制度にかかる研修会等にも参加し、よりよい運営等について検討されています。財務諸表については、法人全体のものをホームページで掲載されています。
3 適切な 養育・ 支援の 実施	(1)子ども本位の養育・支援 自己評価：NO.19-24	子どもやその家族を尊重した関わりやプライバシー保護について、基本姿勢を明示し、職員会議やケース会議で周知徹底に取り組まれています。不定期のアンケート実施や意見箱の設置により、子どもたちの意向を把握したり、意見が表明しやすいように配慮されています。苦情解決の仕組みについても、資料を作成し説明が行われています。◎苦情解決における体制は整備されていますが、意見等が出た場合の記録の方法や報告の手順は明確にされていませんでした。今後は、苦情と要望・意見それぞれの対応手順と記録方法を明確にし、文書化されることを提案します。
	(2)養育・支援内容の質の確保 自己評価：NO.25-28	子ども一人ひとりの記録はデータ管理されており、子どもの心身の状況、希望、目標、日々の生活状況の他、看護、心理に関する情報が把握されています。特に重要な記録等は、鍵のかかる場所に保管されています。子どもの発達状態や心理状況に応じた一定水準の援助ができるように各種マニュアルをファイルに綴られています。古い内容のままとされているマニュアルも見られました。
	(3)養育・支援の開始・継続 自己評価：NO.29-32	支援の開始・退所については、行政窓口と連携し、必要な情報を保護者や子どもへ情報提供されています。他施設への転籍にあたっては、担当職員がこれまでの生活に関する情報を整理し、支援の継続性に配慮した資料を作成されています。

## IV. 項目別の評価内容

## 2 サービス編：児童養護施設

1 施設の環境整備	(1)快適な空間 自己評価：NO.1-2	食堂や講堂，多目的ホールなどの共有スペースは十分な広さがあり，安全面に配慮された構造になっています。また，中庭に遊具やプールが設置されていたり，グラウンドでは子どもたちがサッカーなどのスポーツができる十分な広さがあります。居室は，寝室スペースと学習スペースを分け，勉強に集中できる環境がつくられていました。建物設備は老朽化していますが，建物内の清潔保持に子ども・職員が共に取り組まれています。
	(2)安心な生活 自己評価：NO.3-4	火災や地震を想定した避難訓練を毎月実施されています。また，年2回は高齢者施設と合同で訓練を実施されています。災害時に備えて水や食料等の必要物品が備蓄されています。不審者情報は関係機関から得られるネットワークへ登録されています。 ◎不審者の侵入対応等のマニュアルは整備されていませんでした。今後は，不審者が侵入した場合を想定した対応マニュアルを整備するとともに，警察の協力・助言を得て職員研修を実施するなど，対策の取り組み強化を期待します。
2 日常生活の中での支援	(1)計画に基づいた自立支援 自己評価：NO.5-7	自立支援計画は統一された様式で整備され，適切に保管されています。日頃の様子を観察したり，本人や関係者からの意見を聞き，その内容を計画に反映されています。必要に応じて，児童相談所等の専門職の意見を取り入れ，一人ひとりの子どもの支援に努めておられます。
	(2)生活習慣の獲得 自己評価：NO.8-13	食堂は全員が集まり楽しく食事ができる場になっており，季節毎の行事を取り入れられています。食事や栄養に関する知識が身につくよう，毎月，栄養士による手書きの「食育だより」を発行したり，入所してすぐに職員と一緒に自分専用の食器を買いに行くなど，食育に力を入れておられます。毎日の食事，睡眠，健康管理，衣類については，子どもが安心して生活できるように努力されています。掃除や片付けなどが苦手な子どもには，職員から声かけして一緒に掃除等を行うなど，生活習慣の習得に向けた支援を丁寧にされています。
	(3)社会性の獲得 自己評価：NO.14-18	幼児から高校生までの異年齢児のグループで支えながら生活しており，協調性や社会的ルールの習得につなげるとともに，他者への心づかいや配慮する心が育まれるよう支援されています。子ども会や地域行事への参加，スポーツ少年団に加入している子どももいるなど，地域の人と交流する機会をつくっておられます。職員自身が子どもたちの手本となるよう働きかけ，施設での生活，社会生活の規範，約束事の理解を深められるよう努力されています。
	(4)学習・進学・就職 自己評価：NO.19-20	学校と連携し，一人ひとりの学力を把握するとともに，年齢や理解力に応じた学習習慣が身につくよう支援されています。また，学習ボランティアを取り入れるなど，子どもの学習支援に努めておられます。早い時期から，進路について相談にのり，広島県の児童養護施設を対象とした奨学金事業「しまなみ奨学金」の利用や進路決定のための経済的な支援制度等の情報を提供されています。
	(5)その他の支援 自己評価：NO.21-23	非常勤の心理療法士を4人配置し，日常生活の場面においても，心理的援助が行える体制があります。心理的な支援を必要とする子どもについては，自立支援計画に基づき，その解決に向けた心理的プログラムが策定されています。また，必要に応じて，職員は心理士からアドバイスを受けておられます。

3 安心な生活	(1)虐待の防止 自己評価：NO. 24-25	虐待を防止する観点から、密室や死角等の建物構造の点検と改善を定期的実施されています。子どもたちが自分自身を守るための知識、具体的方法を伝えておられます。職員会議などで、虐待についての概念を共有し、言葉使いなどで注意を払わないといけない点について知識を深めておられます。
	(2)問題行動への対応 自己評価：NO. 26-27	問題行動が発生した場合の対応について、職員間で検討されています。また、問題となる行動を観察・記録し、本人がクールダウンできるような環境づくりや場を離れて距離を取るなど、子どもの心身を傷つけずに対応するための体制を整えておられます。
	(3)衛生管理 自己評価：NO. 28-29	食中毒・感染症に関するマニュアルがあり、定期的に見直ししながら、適切な対応や周知徹底のための職員研修を実施されています。子ども自身も予防や対策に取り組めるよう、分かりやすく伝えられています。通常とは異なる時間に食事を摂る子どもがいる場合、適切な場所に保管し、食の安全の確保に努められています。
4 保護者等に対する支援	(1)保護者への支援 自己評価：NO. 30	保護者との関係調整は、児童相談所等の関係機関と連携して支援、対応されています。また、面接や外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、保護者との関わりの適切さを確かめながら、親子関係の調整に努められています。
	(2)子どもと保護者の関係等の継続・回避等 自己評価：NO. 31-33	面会や外泊を通して、保護者に養育に関わってもらうよう援助されています。また、限られた時間の中で、親子が施設で一緒に過ごせるよう、応接室やミーティングルームと一緒に食事できるような環境を整えておられます。虐待等を受けていた子どもについては、児童相談所と緊密な連携、協議を重ねながら援助されています。
5 地域とのつながり・専門性の向上	(1)専門性の向上 自己評価：NO. 34	日常的に支援に関する助言指導が行われ、相談しやすい環境、関係づくりに取り組まれています。 ◎基幹的職員がスーパーバイザーとして機能できるように、組織全体で役割を明確にし、施設および職員の実践状況に合わせて、計画的にスーパービジョンが行えるように体制の構築を提案します。
	(2)地域とのつながり 自己評価：NO. 35	敷地内のグラウンドを日常的に地域に開放されています。地域の子どもの会行事や清掃活動等、各種行事に積極的に参加し、地域とのつながりを大切にされています。
6 養育・支援の質の確保	(1)養育・支援の基本 自己評価：NO. 36-40	職員は子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの思いに寄り添いながら、時間をかけ、理解できる部分を増やせるように努力されています。また、日常生活の中で、子どもたち自らが判断し行動できるような見守りと働きかけを大切にされています。発達段階に応じた遊びができるよう、複数種類の遊具を用意されています。
	(2)自己領域の確保 自己評価：NO. 41-42	衣服や生活雑貨などは自分で選び、購入できるような機会を設けられています。また、日用品の中でも、箸や茶碗、コップは自分の好きな色や柄を選び、他者と識別できるように工夫されています。子ども一人ひとりに成長の記録が整理されており、退園時には、成長記録を手渡されています。
7 所後の支援・退	(1)継続性とアフターケア 自己評価：NO. 43-44	家庭復帰にあたっての本人と家族の状況や意向、施設での検討は、児童相談所と綿密に協議し、子どもが家庭で安定した生活を送れるよう、復帰後の支援に取り組まれています。また、日々の生活の中でも、退所後の生活を見据えた支援に取り組まれています。

## 自己評価・第三者評価の結果（管理運営編－社会的養護施設－）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

## 1 福祉サービスの基本方針と組織

## (1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念，基本方針が確立され，明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・子ども等に周知されていますか。	B	A	

## (2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	D	D	○
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており，内容が周知されていますか。	B	B	

## (3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は自らの役割と責任を明確にし，遵守すべき法令等を理解していますか。	B	B	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上，経営や業務の効率化と改善に向けて，取り組みに指導力を発揮していますか。	B	A	

## 2 組織の運営管理

## (1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	B	B	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して，改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	B	A	

## (2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて，実行していますか。	C	C	○
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し，必要があれば改善するしくみが構築されていますか。	B	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	C	B	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて，積極的な取り組みを行っていますか。	B	A	

## (3)安全管理

13	子どもの安全確保	子どもの安全確保のための体制を整備し，対策を行っていますか。	C	B	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

## (4)設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は，子どもの快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	事業所(施設)は，清潔ですか。	B	B	

No.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

**(5)地域との交流と連携**

16	地域との関係	子どもと地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	B	B	
----	--------	---	---	---	--

**(6)事業の経営・運営**

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えていますか。	B	A	
18	財務諸表の公開	地域住民、子どもや親に対して財務諸表を公開していますか。	B	A	

**3 適切な養育・支援の実施****(1)子ども本位の福祉サービス**

19	子どもを尊重する姿勢①	一人ひとりの子どもを尊重した養育・支援提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	子どもを尊重する姿勢②	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	子どもの満足の向上	子どもの満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	B	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	B	B	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	B	B	
24	意見を述べやすい体制の確保③	子どもからの意見に対して迅速に対応していますか。	D	C	

**(2)養育・支援内容の質の確保**

25	質の向上に向けた組織的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	B	B	
26	標準的な実施方法の確立	子どもの発達状態や心理状況に応じた援助を一定水準に保つため、マニュアルを定め、活用していますか。	B	B	
27	養育・支援の実施状況の記録	子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われていますか。	B	A	
28	記録の管理と開示	記録等の開示を適切に行っていますか。	C	B	

**(3)養育・支援の開始・継続**

29	養育・支援の提供開始①	子どもや親等に対して、養育・支援の選択に必要な情報を提供していますか。	B	B	
30	養育・支援の提供開始②	入所後に提供する養育・支援について、子どもや親等に分かりやすく説明していますか。	D	B	
31	施設の退所・施設を退所した後の対応	施設の退所事由を定めていますか。	B	A	
32	養育・支援の継続性への配慮	事業所変更や家庭への移行にあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	B	B	



# 自己評価・第三者評価の結果（サービス編：児童養護）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

## 1. 施設的环境整備

### (1) 快適な空間

1	快適性への配慮①	施設の共用スペースは、快適な場所となっていますか。	A	A	
2	快適性への配慮②	居室は、子どもにとって安全・安心な場所となっていますか。	A	A	

### (2) 安心な生活

3	防災対策	風水害や地震等の災害が発生した場合、速やかに対応できる体制が整っていますか。	A	A	
4	不審者対策	不審者の侵入等に対応できる体制がありますか。	C	C	○

## 2. 日常生活の中での支援

### (1) 計画に基づいた支援

5	自立支援計画の策定	自立支援計画の策定は適切に行われていますか。	B	A	
6	自立支援計画の評価・見直し	自立支援計画の評価・見直しは適切に行われていますか。	C	B	
7	本人の自己決定、家族等の参加	自立支援計画は、子ども・保護者・関係機関の意向や意見を取り入れたものとなっていますか。	A	A	

### (2) 生活習慣の獲得

8	食事	子どもが食事を楽しむことができるような配慮や工夫を行っていますか。	A	A	
9	睡眠	子どもが十分な睡眠をとれるように工夫していますか。	B	A	
10	健康管理	子どもの発達段階に応じて、健康管理ができるよう支援していますか。	B	A	
11	身体保清	子どもの発達段階に応じて、身体保清の習慣が身につけられるよう支援していますか。	A	A	
12	衣習慣	子どもが衣習慣を獲得し、衣服を通じて適切に自己表現できるよう支援していますか。	A	A	
13	整理整頓、生活技術	子どもの発達段階や状況に応じて、整理整頓、生活技術を習得できるよう支援していますか。	B	A	

### (3) 社会性の獲得

14	自他の権利の尊重	子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し、共生できるよう支援していますか。	B	A	
15	自主性・自律性の発揮	施設での生活の中で、子どもが自主性・自律性を発揮できるよう支援していますか。	B	A	
16	社会的ルールの獲得	子どもが協調性を養い、社会的ルールや態度を身につけるよう働きかけていますか。	B	A	
17	性に対する正しい理解	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設けていますか。	C	B	
18	主体性、自律性を尊重した日常生活	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援していますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

**(4)学習・進学・就職**

19	学習への支援	学習環境の整備を行い、子どもの学力に応じた学習支援を行っていますか。	A	A	
20	進学・就職への支援	学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」にかなった進路の決定ができるよう支援していますか。	A	A	

**(5)その他の支援（サービス）**

21	メンタルヘルス	心理的なケアが必要な利用者に対して、心理的な支援を行っていますか。	B	A	
22	子どもの尊重と最善の利益の考慮	子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、保護者の状況について、子どもに適切に知らせていますか。	B	A	
23	子どもの意向や主体性への配慮	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っていますか。	B	A	

**3. 安心な生活****(1)虐待の防止**

24	虐待の防止	子どもに対する暴力、虐待の防止と早期発見に取り組んでいますか。	B	A	
25	虐待の禁止	子どもに対して、虐待を行わないことを徹底していますか。	B	A	

**(2)問題行動への対応**

26	問題行動を持つ子どもへの対応	子どもが暴力、不適応行動など、問題行動をとった場合、適切に対応していますか。	B	A	
27	児童間暴力の防止	施設内の児童間の暴力、いじめ、差別などが生じないような措置を講じていますか。	B	A	

**(3)衛生管理**

28	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防及び発症後の対策は、適切に行われていますか。	B	A	
29	食材管理・調理方法等	食材管理や調理方法等について、食の安全を確保できる体制がありますか。	A	A	

**4. 保護者等に対する支援（サービス）****(1)保護者への支援**

30	保護者（親族を含む）への支援	子どもと保護者との関係調整を図ったり、保護者からの相談に応じる体制がありますか。	B	A	
----	----------------	--	---	---	--

**(2)子どもと保護者の関係等の継続・回避等**

31	子どもと保護者の関係調整	保護者に対して、子どもへの愛着関係、養育意欲の形成を援助していますか。	B	B	
32	必要に応じた心理的支援（サービス）	心理的なケアが必要な保護者に対して、心理的な支援（サービス）を行っていますか。	C	B	
33	強引な引き取りへの対応	保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保できる体制がありますか。	C	B	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

## 5. 専門性の向上地域とのつながり

### (1)専門性の向上

34	スーパービジョン体制	スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいますか。	D	D	○
----	------------	---	---	---	---

### (2)地域とのつながり

35	施設機能の地域還元	施設の持つ機能を地域に還元する取り組みを行っていますか。	B	A	
----	-----------	------------------------------	---	---	--

## 6. 養育・支援の質の確保

### (1)養育・支援の基本

36	養育・支援の基本①	子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めていますか。	B	A	
37	養育・支援の基本②	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援していますか。	B	A	
38	養育・支援の基本③	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障していますか。	B	B	
39	養育・支援の基本④	発達段階に応じた学びや遊びの場を保障していますか。	C	A	
40	養育・支援の基本⑤	秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援していますか。	B	A	

### (2)自己領域の確保

41	自己領域の確保①	でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしていますか。	A	A	
42	自己領域の確保②	成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしていますか。	B	C	

## 7. 家庭復帰・退所後の支援

### (1)継続性とアフターケア

43	継続性とアフターケア①	子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めていますか。	B	B	
44	継続性とアフターケア②	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援していますか。	B	B	